資料１

男女がともに活躍できる社会へ
内閣府
男女共同
参画局

女性の生理と妊娠等に関する健康について

令和３年10月20日
内閣府男女共同参画局

女性の生理と妊娠等に関する健康をめぐる現状

10代・20代女性のライフイベント年齢

- 現代の女性は、出会いから結婚までの交際期間が長くなり、性経験がある未婚者の割合も高くなっている。このような状況の中で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点がますます重要になっている。

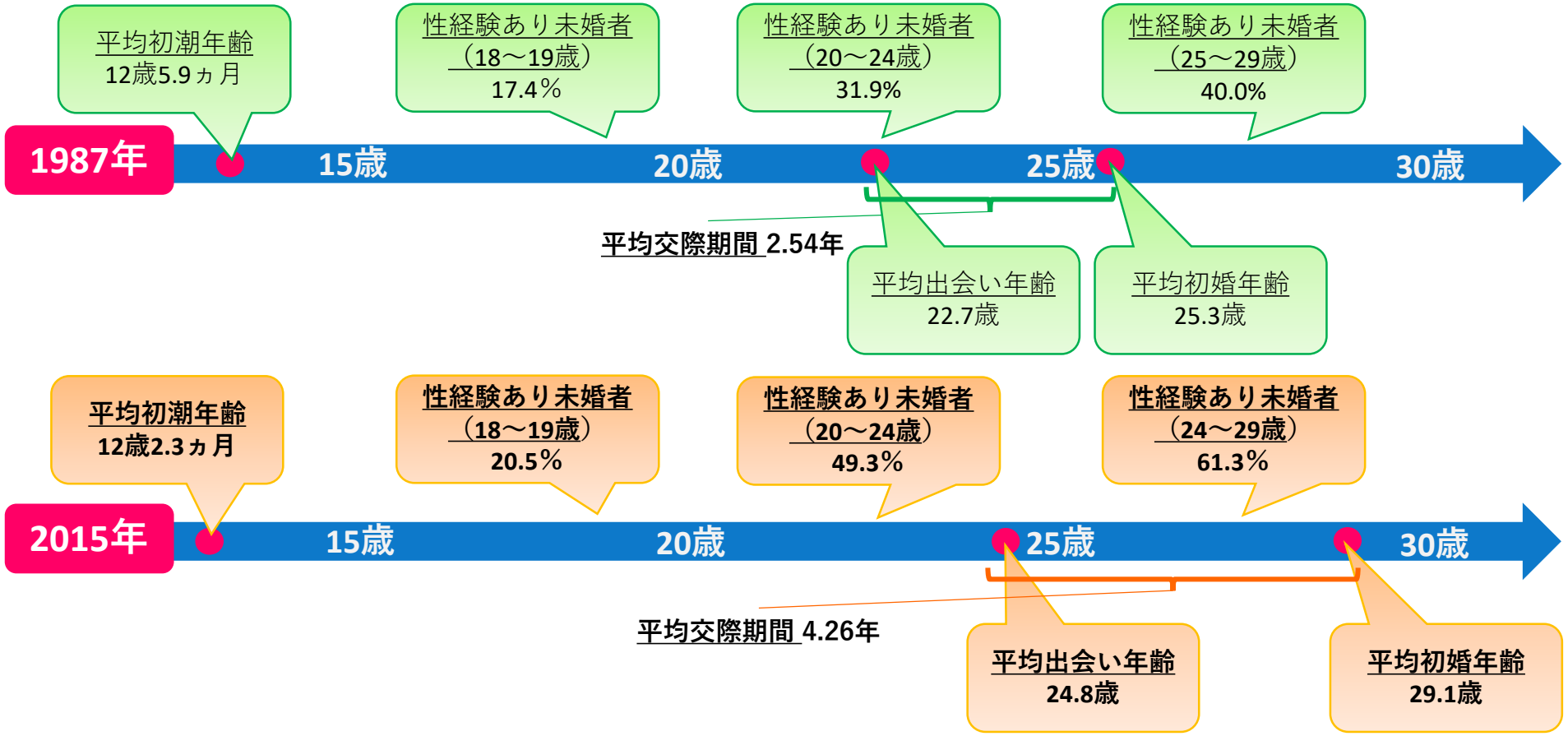

（出典）●平均初潮年齢：大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室「第12回全国初潮調査結果」より内閣府男女共同参画局作成。
備考：1987年の数値は1987年調査結果、2015年の数値は2011年調査結果をそれぞれ記載。
●性経験のある未婚者：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。
設問　「あなたはこれまでに異性と性交渉をもったことがありますか。」（1．ある、2．ない）。
備考：1987年の数値は1987年調査結果、2015年の数値は2015年調査結果をそれぞれ記載。
●平均出会い年齢／平均初婚年齢／平均交際期間：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。
注：対象は各調査時点より過去５年間に結婚した初婚どうしの夫婦（結婚の過程が不詳の夫婦を除く）。各平均年齢は月齢をもとに算出している。
備考：1987年の数値は1987年調査結果、2015年の数値は2015年調査結果をそれぞれ記載。

初潮の平均年齢

- 現代の日本女性の平均初潮年齢は12歳２か月であり、1960年頃と比べて１歳程度早まっている。

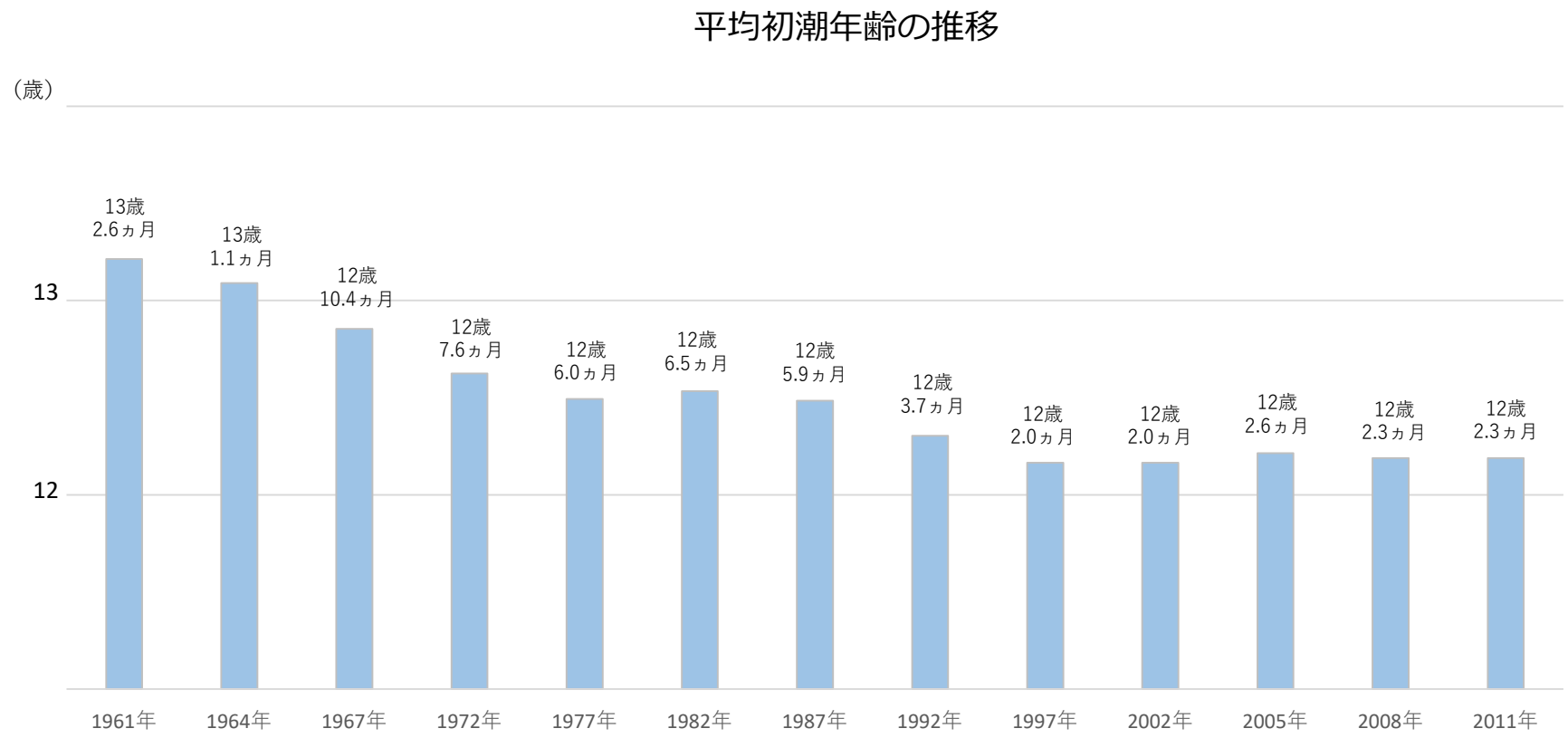

（出典）大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室「第12回全国初潮調査結果」より内閣府男女共同参画局作成。

性経験のある未婚者割合

- 2015年では、男女共に、18～19歳の約５人に１人、20～24歳の約２人に１人が、性経験がある。

年齢別にみた性経験がある未婚者の割合(%)

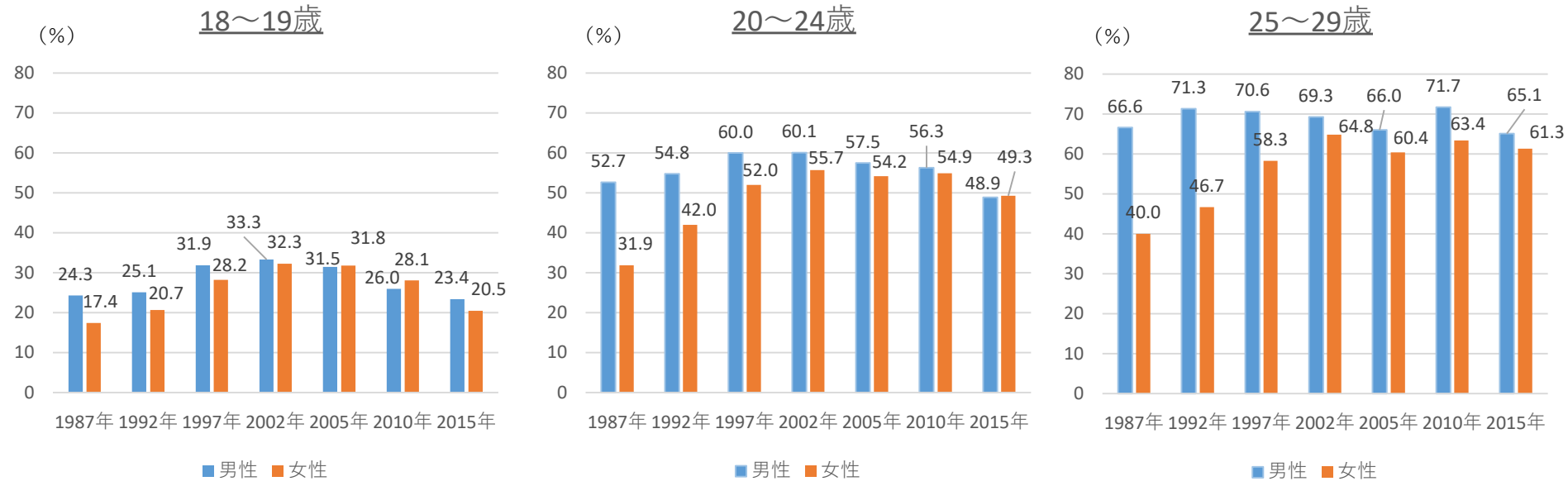

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

設問　「あなたはこれまでに異性と性交渉をもったことがありますか。」（１．ある、２．ない）。ただし、2005年の選択肢は、（１．過去１年以内にある、２．過去１年以内にはないが、以前にはある、３．ない）。

平均出会い年齢、平均初婚年齢、平均交際期間

- 夫婦が初めて出会ったときの平均年齢は上昇し、出会ってから結婚するまでの平均交際期間も伸長している。これらの変化の結果、平均初婚年齢は上昇している。

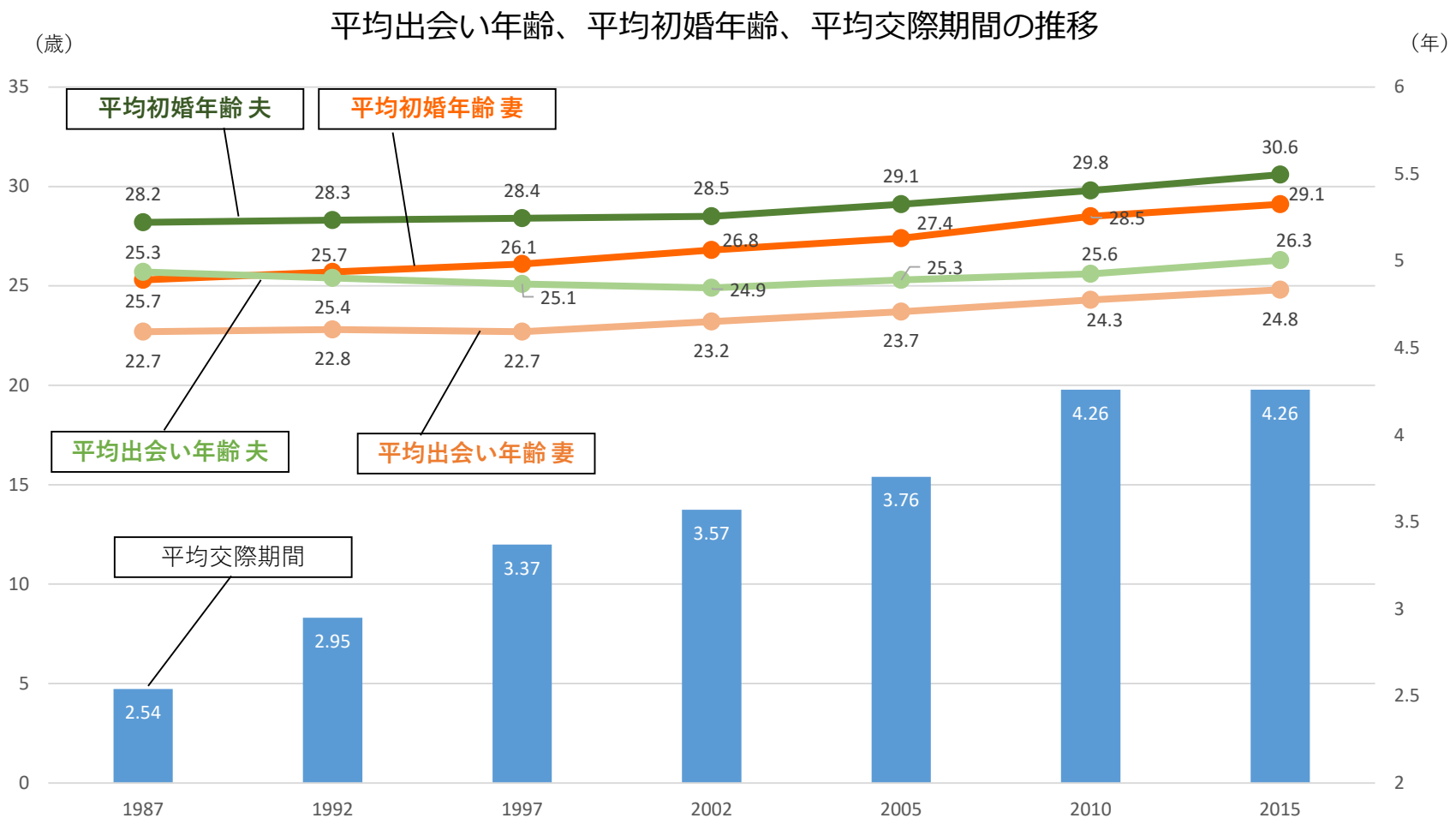

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」より男女共同参画局作成。

注：対象は各調査時点より過去５年間に結婚した初婚どうしの夫婦（結婚の過程が不詳の夫婦を除く）。各平均年齢は月齢をもとに算出している。

女性の避妊の実行状況と避妊方法（2015年）

- 避妊の方法は、コンドームの使用が圧倒的に多い。

年齢別にみた、性経験のある未婚者の避妊の実行状況(%)

18～19歳女性

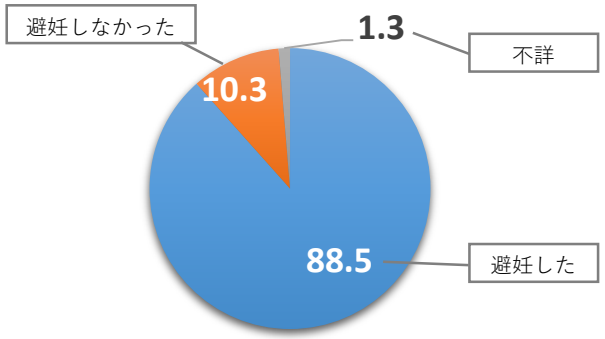

20～24歳女性

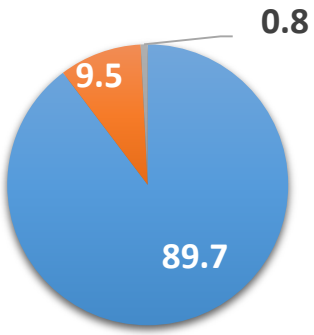

25～29歳女性

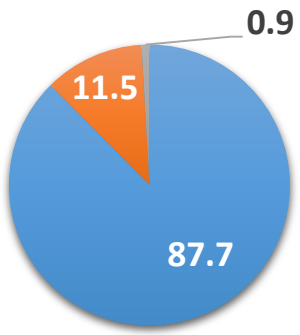

年齢別にみた、避妊の方法の割合(%)

18～19歳女性

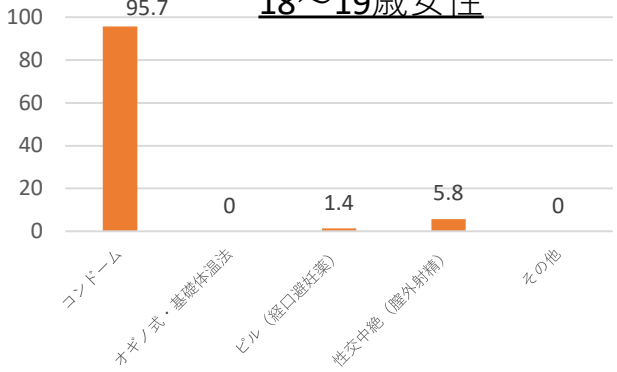

20～24歳女性

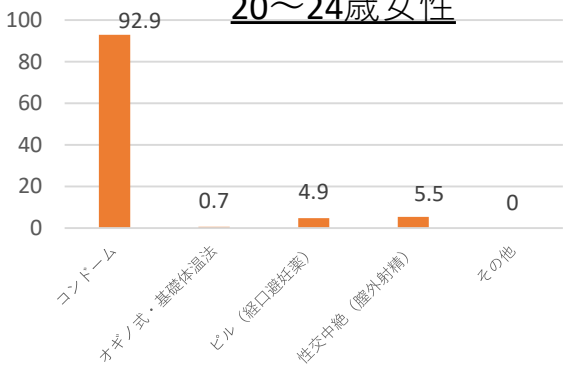

25～29歳女性

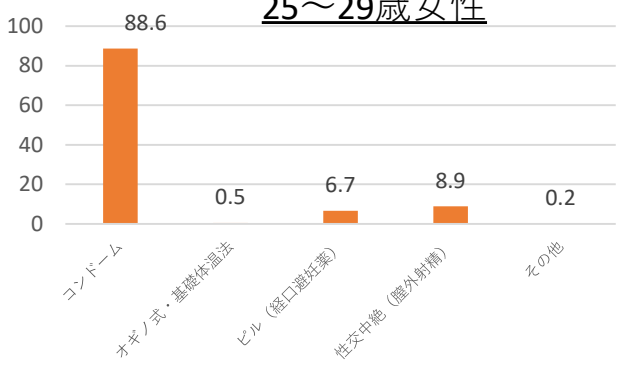

【諸外国の避妊方法例】フランス：　ピル（36.6%）、子宮内避妊器具（IUD）（21.5%）、男性用コンドーム（7.0%）等
スウェーデン：　子宮内避妊器具（IUD）（27.5%）、ピル（15.5%）、男性用コンドーム（11.5%）等
(出典：United Nation, World Contraceptive Use 2021)

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。
注：「避妊の実行状況」の質問対象は、異性との性交渉の経験がある未婚者。「避妊の方法」の質問対象は、異性との性交渉の経験があり、かつ一番最近の経験で避妊をした未婚者。
設問は「あなたはこれまでに（１）異性と性交渉をもったことがありますか。ある場合には、一番最近の経験では（２）避妊を行いましたか。」（１．避妊をした、２．避妊をしなかった）「また（３）その方法はなんですか。」（１．コンドーム、２．オギノ式・基礎体温法、３．ピル（経口避妊薬）、４．性交中絶（膣外射精）、５．その他）

我が国の人工妊娠中絶件数（2019年度）

- 2019年度の人工妊娠中絶件数は15万6,430件であり、29歳未満の件数が半数以上になっている。

年齢階級別人工妊娠中絶件数（2019年度）

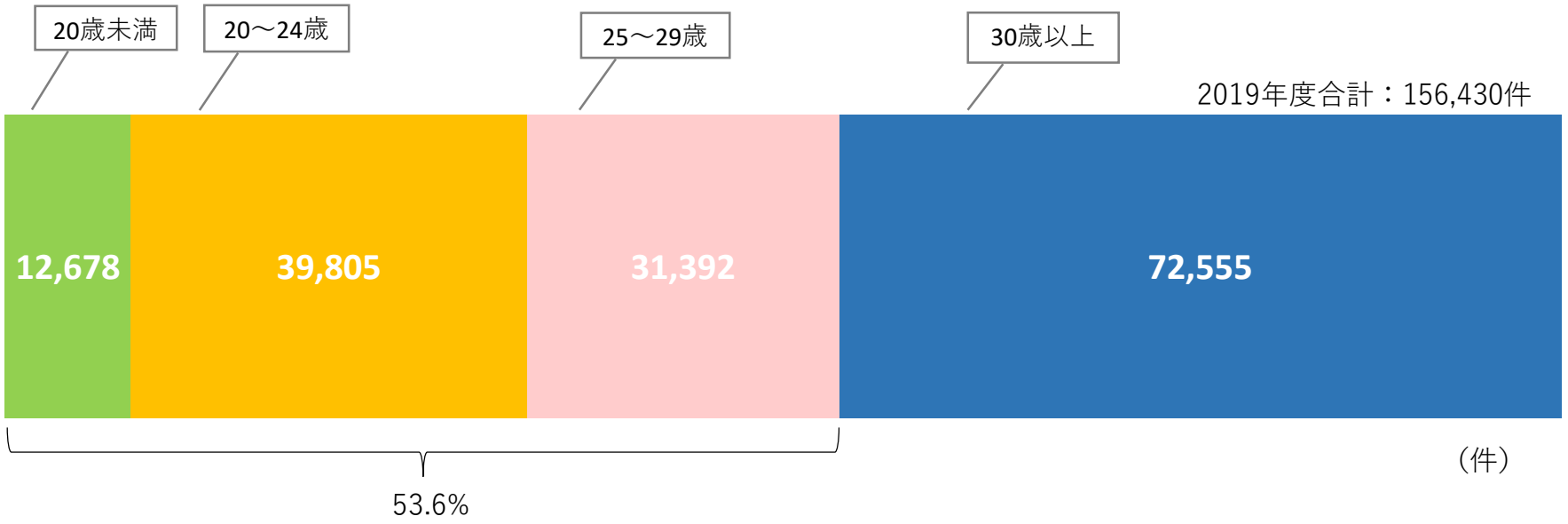

（出典）厚生労働省「令和元年度衛生行政報告例」より内閣府男女共同参画局作成。
備考：「30歳以上」の人工妊娠中絶件数は、30歳以上の数値に不詳を加えたもの。

諸外国にはあるが、日本にはないと指摘されているもの（例）

日本	海外
選択的夫婦別姓（選択的夫婦別氏） ➢ 日本では、民法において、夫婦は婚姻の際にどちらか一方の姓を選ばなければならないこととされている（夫婦同氏制）。 ➢ 我が国では、約96%の女性が結婚に伴い氏を変更している。	➢ 夫婦同氏を法律で義務付けている国は、日本以外に見当たらない。
性的同意 ➢ 日本では、「同意がない」だけでは強制性交等罪は成立しない。 ➢ 強制性交等罪が成立するためには、「暴行・脅迫」若しくは「心神喪失」「抗拒不能」の要件が必要。	➢ 米国（州ごとに異なる）、英国、ドイツ、スウェーデンなどで、同意がないことのみを要件として性犯罪として成立する。 ➢ 「ノー」を示すか否かを基準とする国が多いが、スウェーデンでは、「イエス」がなければならない。
性交同意年齢 ➢ 日本では、刑法において、13歳以上となっており、下限年齢が低い。	➢ フランス15歳、英国・カナダ・韓国16歳、米国（州ごとに異なり、例えばニューヨーク州17歳、カリフォルニア州18歳）である。
緊急避妊薬を処方箋なしで購入 ➢ 性交後72時間以内に服用する必要。 ➢ 日本では、医師の診察を受けた上で処方される。 （購入には、医師の処方箋が必要）	➢ 欧州、アジアなど世界86か国で処方箋なしで購入可能である。 米国、カナダ、フランスなど:OTC（薬局で自ら選んで購入できる） 英国、ドイツ、イタリアなど:BTC（BPC）（薬剤師が直接管理保管し、販売時には薬剤師によるコンサルティングを要する）
経口中絶薬 ➢ 日本では、経口中絶薬として承認された医薬品はない。	➢ 経口中絶薬は、米国、英国、スウェーデン、オーストラリアなど60か国以上で認可されている。
子宮頸がんワクチン（HPVワクチン） ➢ 日本のワクチン接種率は１%前後。	➢ 英国やオーストラリアでは接種率は約80%。

女性の生理と妊娠等に関する健康に係る取組

女性の生理と妊娠等に関する健康に係る政府文書

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（抄）
（令和３年６月18日閣議決定）

第２章　次なる時代をリードする新たな成長の源泉～４つの原動力と基盤づくり～

５．４つの原動力を支える基盤づくり

（２）女性の活躍

今般の感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響、女性の自殺者の増加等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。

全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第５次男女共同参画基本計画」[88]及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」[89]に基づき、女性デジタル人材育成、ひとり親に対する職業訓練、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、フェムテック[90]の推進、妊産婦や困難を抱える女性への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討[91]、性に関する教育、性犯罪・性暴力対策の強化などの取組を推進する。また、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて、本年度中に検討を開始し、国内外の状況等を踏まえ、検討を進める。感染症に伴う配偶者等からの暴力の増加、深刻化の懸念を踏まえ、相談体制の充実などの取組を引き続き推進する。また、非正規雇用労働者に女性が多いことを踏まえ、非正規雇用労働者の待遇改善を図るとともに、出産後に女性の正規雇用比率が低下するいわゆるＬ字カーブの解消に向け、女性の正規化への重点的な支援、男性の育児休業取得促進を図る。さらに、安全・安心な親子の面会交流のための具体策の検討を進める。（略）

88 令和２年12月25日閣議決定。
89 令和３年６月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。
90 フェムテックとはFemale（女性）とTechnology（技術）からなる造語であり、生理や更年期などの女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。
91 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021参照。

女性の生理と妊娠等に関する健康に係る政府文書

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（抄）

（令和３年６月16日政府決定）

Ⅰ　コロナ対策の中心に女性を

（３）「生理の貧困」への支援

経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっている。

このため、地方公共団体が、女性への寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供を、地域女性活躍推進交付金により支援する。その際、地方公共団体に対し、生理用品の提供だけではなく、それを一つのきっかけとして、「生理の貧困」にある女性の背景や事情に丁寧に向き合い、きめの細かい寄り添った相談支援を充実するよう促す。【内閣府】

また、多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方公共団体がニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する地域子供の未来応援交付金により、子供たちと支援を結びつけるための必要な支援を実施する。【内閣府】

これらの交付金について、文部科学省や厚生労働省において、各学校や学校設置者、ハローワーク、福祉事務所等における生理用品の提供に関する積極的な協力や関係部局の連携、適切な相談支援等周知、要請を行い、この交付金の活用が進むよう努める。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

また、小・中・高等学校等において生理用品の入手に困難が生じている児童生徒が判明した場合は、養護教諭やスクールソーシャルワーカー等が連携し、生活支援や福祉制度につなぐ。【文部科学省】

さらに、コロナによる女性の生活習慣等への影響を調べる調査の一環として、「生理の貧困」がもたらす健康影響についても令和３年度から調査する。【厚生労働省】

加えて、「生理の貧困」に係る取組の横展開に資するよう、防災備蓄や企業・住民からの寄付を活用した事例など、各地方公共団体における取組の情報提供を令和３年春から開始する。【内閣府】

女性の生理と妊娠等に関する健康に係る政府文書

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（抄）
（令和３年６月16日政府決定）

III　女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（２）女性の生理と妊娠等に関する健康

○不妊治療等を希望する方への支援

子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急に実現する。具体的には、令和３年度中に詳細を決定し、令和４年度当初から保険適用を実施することとし、工程表に基づき、保険適用までの作業を進める。保険適用までの間、所得制限の撤廃や助成額の増額（１回 30 万円）等、大幅に拡充した現行の不妊治療の助成制度による支援を行う。また、不育症の検査についても、令和３年度から支援を行う。【厚生労働省】

あわせて、小児・ＡＹＡ世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん治療に関し、妊孕性温存療法にかかる費用負担の軽減を図りつつ、妊孕性温存療法の有効性等のエビデンス創出など、妊孕性温存療法の研究を促進する。【厚生労働省】

また、不妊治療と仕事との両立に関する理解を深め、不妊治療を受けやすい職場環境整備を推進するため、事業者向けセミナーや、両立しやすい職場環境整備に取り組む中小企業事業主に対する助成を行う。【厚生労働省】

○「不妊予防支援パッケージ」（仮称）の策定

女性のライフステージや生活環境に寄り添った支援を行い、気づかれにくい不妊リスクをなくしていくための「不妊予防支援パッケージ」（仮称）を早急に策定する。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

女性の生理と妊娠等に関する健康に係る政府文書

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（抄）
（令和３年６月16日政府決定）

III　女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（２）女性の生理と妊娠等に関する健康

○生理に伴う様々な困難を相談しやすい環境整備の推進

小・中・高等学校等において、月経関連の症状を始めとする生理に関する様々な症状の児童生徒に対し、必要に応じて産婦人科等の受診につなぐ。また、「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」等の情報提供について、児童生徒を始め誰もが分かりやすい情報を充実させる。これらにより、児童生徒を始め誰もが生理などの体の悩みを気兼ねなく産婦人科等に相談できる環境の整備に努める。【文部科学省、厚生労働省】

生理休暇を必要とする女性労働者が当該休暇を取得しやすい環境の整備のため、職場における生理に関する理解を深めることができるよう、生理休暇制度等について工夫して周知広報を行う。【厚生労働省】

○若年層に対する包括的な教育・普及啓発の推進

医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めることができるよう、地方公共団体の優良事例の情報共有を行うなど、教育・普及啓発を推進する。【文部科学省】

女性の生理と妊娠等に関する健康に係る政府文書

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（抄）
（令和３年６月16日政府決定）

III　女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（２）女性の生理と妊娠等に関する健康

○フェムテックの推進

いわゆるフェムテック[12]関連製品（月経カップ、吸水ショーツ、各種デバイス等）について、正確な情報を提供しつつ、性能や品質が担保された上で、消費者に速やかに普及することができるよう、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」上の位置づけと必要な規制の詳細等について産官で議論する場を設け、令和３年度内を目途に一定の結論を得る。また、働く女性の月経や妊娠・出産、更年期障害等、女性特有のライフイベントに起因する望まない離職を防ぐため、フェムテック製品・サービスの利活用を促す仕組み作りを令和３年度から支援する。【厚生労働省、経済産業省】

○緊急避妊薬

予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて、令和３年度中に「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」で検討を開始し、国内外の状況等を踏まえ、検討を進める。【厚生労働省】

12 フェムテックとはFemale（女性）とTechnology（技術）からなる造語であり、生理や更年期などの女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。

「生理の貧困」への支援

「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組（第2回調査 2021年7月20日時点）概要

令和３年８月３日

【調査結果】

・「生理の貧困」に係る**取組を実施している（実施した・実施を検討している）ことを今回把握した地方公共団体の数**は**581団体**。
※前回調査（第１回調査　2021年５月19日時点）で把握した地方公共団体の数は255団体。

・調達元としては、**防災備蓄**が最も多く、次いで**予算措置（予備費の活用も含む。）**、**企業や住民等からの寄付**が多い。
社会福祉協議会や教育委員会と連携して取組を実施している例、民間事業者と協定を締結して無料のナプキンディスペンサーを設置することで継続的に支援を行う仕組みを構築している例もある。

●調査方法

・各道府県に対し、**2021年７月20日時点**の「生理の貧困」に関する道府県及び管内市町村の取組状況について照会し、把握している情報を回答いただき掲載。
東京都については、東京都の取組及び内閣府男女共同参画局において把握した都内市区町村の取組を掲載。
※１　「検討中」等と回答した場合も含む。また、配布等の取組を終了している場合も含む。
※２　各市区町村の最新の情報がすべて把握されているものではない。
※３　市区町村の取組に加え、都道府県が実施主体となる取組を含む。（例：県所管施設や県立学校等における配布、県が調達した生理用品を管内市町村に配分し配布 等）
※４　本調査の取組とは別に、地域女性活躍推進交付金を活用した取組が76の地方公共団体で行われている（交付決定ベース）。
＜参照＞地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）に係る第１回公募結果について　https://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/kofukin/r03/01.html
また、地域子供の未来応援交付金等を活用して取組を行っている地方公共団体もある。

地域女性活躍推進交付金を活用した取組をあわせると、少なくとも623団体で取組が行われている。

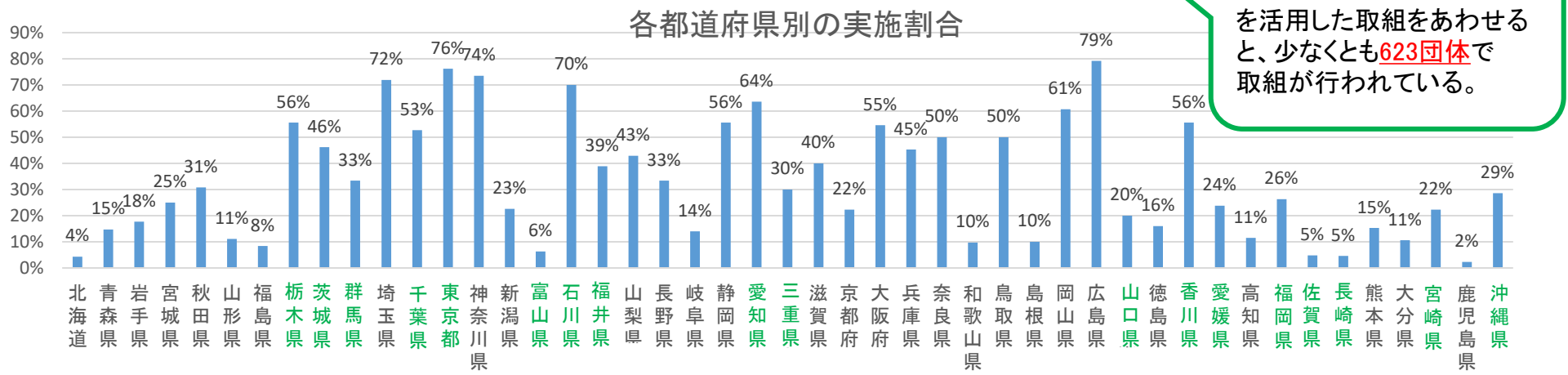

※各都道府県の実施割合は、各都道府県内で「生理の貧困」に係る取組を実施している地方公共団体数を、管内市区町村数＋１で除して算出（市区町村数は、2021年７月20日時点）。
※実施主体に都道府県を含む場合、都道府県名は緑色に着色している。

「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組における工夫と効果

令和３年８月３日

相談窓口の案内

- 生活支援相談窓口や女性相談窓口など、各種相談窓口に関する情報（電話番号やQRコードなど）を掲載したチラシやリーフレットをあわせて渡している。
- 各種支援制度をまとめたパンフレットをあわせて渡している。

＜支援につながった例＞

- 生理用品と一緒に渡した相談窓口のリーフレットを見て、電話や来庁での相談があった。
- 生理用品の紙袋に同封したチラシをきっかけに、相談窓口の存在を知った方が相談に訪れ、必要な支援につながった。

個別ニーズの把握

- 生理用品を提供する際に、困りごとや悩みごとがないか、声掛けを行っている。
- 生活上の困りごとや悩みごとを把握するため、任意でアンケートの記入をお願いしている。

＜支援につながった例＞

- 声掛けをきっかけに、仕事や家庭のことで悩んでいることがわかったので、しかるべき相談支援につなげた。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少を訴えたため、緊急小口資金や総合支援資金の貸付を行っている社会福祉協議会を案内した。

提供方法の工夫

- 公共施設や小中学校のトイレに生理用品を備えることで、自由に受け取れるようにしている。
（生理用品を箱に入れて置く例や、民間事業者と協定を締結して無料のナプキンディスペンサーを設置する例などがある。）
- 生活支援相談窓口、社会福祉協議会、男女共同参画センター、保健センターなど、各種相談窓口を提供場所とすることで、必要な相談支援につなげやすくしている。
- 意思表示のカードを提示・指差しすることで、声に出さなくても生理用品を受け取れるように配慮している。
- 児童生徒が抱える不安や悩みを養護教諭等に相談できる機会となるよう、保健室で生理用品を提供している。

その他関係する取組

- 様々な困難を抱える方を支援する民間団体と連携して取り組むことで、包括的な支援体制を構築している。
- 取組をきっかけに、地域住民から生理用品の寄付の申出が増えた。
- 生理をテーマとして、自分のからだを大切にすることなどを学ぶイベントを開催した。

東京都豊島区の例

配布場所の目印（ポスター）

地域女性活躍推進交付金

（令和２年度予算１.５億円、 ２年度第３次補正予算１.５億円＋追加措置１３.５億円、 ３年度予算１.５億円）

＜地域における女性活躍の推進・課題解決＞

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
  （新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等）

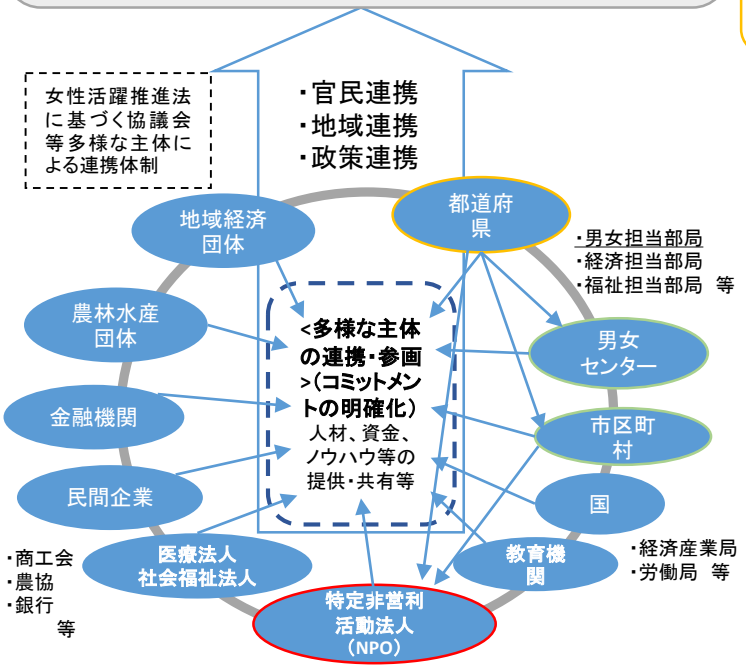

【交付対象】
地方公共団体
【補助率】
①活躍推進型、②寄り添い支援型：１／２
③つながりサポート型 ：３／４

【交付上限】 各区別ごと

都道府県	800万円（注）
政令指定都市	500万円
市区町村	250万円

ただし、③は一律1125万円

注）推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進

デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、
就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、
一般事業主行動計画策定の後押し　等

② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく支援

多様な課題・困難に対する寄り添った相談支援、自立支援や就業支援への連携
女性に特化した自立支援・意識向上プログラム　等

③ つながりサポート型　※追加措置部分

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用（総事業に占める委託の割合が3/4以上）したきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、**女性用品の提供**
NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成　等

地方公共団体（関係団体と連携） ⇄ 申請 / 交付 ⇄ **内閣府** → 情報提供 → 他の地域の
- **地方公共団体**
- **地域経済団体**

等